

京都市有料老人ホーム指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条の規定による報告等及びそれに基づく措置として、有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。以下同じ。）に対して京都市が行う入居者に対する適切なサービス提供及び適正な施設運営に関する指導について、基本的事項を定めることにより、入居者に対する充実したサービスの提供の確保及び施設運営の適正化を図ることを目的とする。

(指導監査方針)

第2条 有料老人ホームに対する指導監査は、京都市有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置運営基準指針に定める事項について、周知徹底させることを方針として実施する。

(指導監査の種別)

第3条 指導監査の種別は次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、有料老人ホームの事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、講習等の方法により行う。

(2) 一般指導監査

一般指導監査は、本市職員が指導の対象となる有料老人ホームに赴き、実地に行う。なお、一般指導監査の頻度は、介護保険法に基づく運営指導に準ずる。

(3) 特別監査

必要に応じ適宜、運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、関係者に対して質問し、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査する。

(指導監査体制)

第4条 指導監査は、保健福祉局の職員等が、所属長の指示を受け実施する。なお、一般指導監査及び特別監査（以下「監査」という。）については、2名以上の監査班を編成し、実施する。

(指導監査方法)

第5条 指導監査方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 集団指導通知

指導対象となる有料老人ホームを決定したときは、あらかじめ指導内容等を文書等により有料老人ホームに通知する。

イ 指導方法

集団指導は、運営上の留意点や指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 一般指導監査

ア 一般指導監査通知

一般指導監査の対象となる有料老人ホームが決定した時は、原則としてあらかじめ次にかかげる事項を文書により当該有料老人ホームに通知するものとする。

(ア) 根拠規定

(イ) 日時及び場所

(ウ) 担当者数

(エ) 準備すべき書類等

イ 事前提出資料

一般指導監査の実施に当たっては、必要に応じて事前資料の提出を求める。

ウ 一般指導監査方法

一般指導監査は、設備の確認や関係書類の閲覧を行い、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式により行う。

エ 介護保険サービスを併せて提供する有料老人ホーム

介護保険サービスを併せて提供する有料老人ホームにおいては、介護保険法に基づく運営指導と一体的に実施することを基本とする。

(3) 特別監査

特別監査は、原則として一般指導監査に準ずる。

ただし、不適切な運営が疑われる場合については、必要に応じて、事前に通知せずに特別監査を実施することができる。

(監査結果の通知等)

第6条 監査の結果、特に是正又は改善について報告を求める必要がある事項については、監査終了後、文書で監査結果の通知を行う。なお、一般指導監査は当日に講評を行うが、監査の当日に指摘した事項以外にも追加することがある。

2 文書で通知した事項については、その改善状況等について文書により報告を求めるほか、必要に応じて、その状況を確認する等の措置を講じるものとする。

(監査後の措置)

第7条 監査の結果、文書で通知した事項の是正又は改善状況の確認や設置者からの報告聴取を行っても、是正又は改善が図られない場合において、法第29条第15項の規定に該当すると認めるときは、同項の規定に基づき、設置者に対して、改善に必要な措置をとるべきことを命じる。

2 前項の命令によっても是正又は改善が図られない場合において、法第29条第16項の規定に該当すると認めるときは、同項の規定に基づき、設置者に対して、事業の制限又は停止を命じる。

3 前2項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(法に基づく権限行使)

第8条 第5条から前条の規定は、法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。